

土木建築委員会会議記録

土木建築副委員長 阿部 長夫

1 日 時

令和2年9月23日（水） 午後1時01分から
午後3時02分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

阿部長夫、森誠一、高橋肇、原田孝司、尾島保彦、戸高賢史

4 欠席した委員の氏名

濱田洋

5 出席した委員外議員の氏名

志村学、三浦正臣、平岩純子、猿渡久子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 湯地三子弘 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第80号議案うち本委員会関係部分、第81号議案、第91号議案及び第92号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。

第4号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。

(2) 令和2年7月豪雨災害について、大分県長期総合計画の実施状況について及びおおいた土木未来プラン2015の取組状況についてなど、執行部から報告を受けた。

(3) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

(4) 県外所管事務調査及び参考人招致について協議を行った。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主任 阿南絵理
政策調査課調査広報班 主査 後藤仁美

土木建築委員会次第

日時：令和2年9月23日（水）13：00～
場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

13：00～15：00

(1) 付託案件

- 第80号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）
（本委員会関係部分）
- 第81号議案 令和2年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）
- 第91号議案 県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について
- 第92号議案 大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する
条例の一部改正について
- 第4号報告 令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）について

(2) 諸般の報告

- ①令和2年7月豪雨災害について
- ②大分県長期総合計画の実施状況について
- ③おおいた土木未来プラン2015の取組状況について
- ④損害賠償の額の決定について
- ⑤県都大分市交通円滑化基本方針（案）について
- ⑥公社等外郭団体の経営状況等について

(3) その他

3 協議事項

15：00～15：10

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) 参考人招致について
- (4) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

阿部副委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。本日は、濱田委員長が都合により欠席しています。副委員長の私が、議事進行をさせていただきます。よろしくお願いします。

また、委員外議員として志村議員、三浦議員、平岩議員、猿渡議員に出席いただいています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

まず、審査にさき立ち、執行部から発言したい旨の申出があったので、これを許します。

湯地土木建築部長 まず私から、前回の土木建築委員会以降の情勢を御報告します。

災害の関係です。7月豪雨災害では、甚大な被害が発生し、被害額、被害規模が29年の災害を大幅に上回ったことは代表質問でもお答えしましたが、被害箇所が多く、広範囲にわたっていることが特徴です。災害発生から既に2か月が経過し、9月8日からは災害査定に着手しています。年末に向けて災害査定を進めていきますが、本格的な復旧復興に向け、原形復旧はもちろん、再度災害を防止するための機能強化にも積極的に取り組みます。引き続き、スピード感を持って進めていく予定です。

なお、先日の台風第10号では、県管理道路で42か所の通行止めが発生しましたが、ほとんどが倒木によるもので大きな被害もなく、既に全て解除されています。

次に、新型コロナウイルス感染症対策では、感染防止対策に努めながら、経済の下支え、国土強靱化につながる公共事業の早期発注に努め、施工時期の平準化を図っていきます。

今定例会では、補正予算案2件、報告1件、道路と河川に関する条例の一部改正議案2件を提出しています。慎重御審議の上、御賛同いただけますよう、お願いします。

あわせて、諸般の報告6件を審査していただ

く予定です。よろしくお願いします。

阿部副委員長 それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案4件、報告1件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、付託案件の審査を行います。

第80号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）の本委員会関係部分、第81号議案令和2年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）及び第4号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）の本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

湯地土木建築部長 第80号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）、第81号議案令和2年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）及び第4号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）についての土木建築部関係の総括的な内容について御説明します。

お手元の土木建築委員会資料の1ページをお開き願います。令和2年度9月・7月補正予算説明資料（土木建築部）です。

まず、今回の土木建築部に係る補正予算額ですが、一番上の表、1補正予算額の左側に今回の9月補正予算、中頃に7月に知事が専決を行った7月補正予算について記載しています。なお、同じ表右側に8月に知事が専決を行った8月補正予算について記載していますが、土木建築部関係の補正はありません。

9月補正額では、補正額県全体の右側、太枠の、うち土木建築部の欄に記載しているとおり、一般会計の土木費で25億3,918万5千円の増額、災害復旧費で115億1,671万7千円の増額、合計で140億5,590万2千円の増額をお願いするものです。

また、7月補正額では、補正額県全体の右側、太枠の、うち土木建築部の欄に記載してあり、一般会計の災害復旧費で7億円の増額の

専決について、承認をお願いするものです。

続いて、その下の表2 土木建築部の令和2年度予算額の一番左の区分欄で一般会計の中ほど、太枠にしている計の欄を御覧ください。こちらの一番左の列に、第2回定例会の閉会日に追加上程、議決をいただいた一般会計補正予算第3号の議決後の予算額を記載しており、1,071億9,135万1千円です。これに今回、9月補正と7月補正予算額を加えて、補正後予算額は、1,219億4,725万3千円となります。

今回の補正予算は、令和2年7月豪雨災害により被災した、公共土木施設の災害復旧費などの増額と、新型コロナウイルス感染症対策として必要な経費をお願いするものです。これにより、災害からの本格的な復旧・復興と、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた社会経済の再活性化に向け、鋭意、取り組んでいきたいと考えています。

続いて、その下の表3 土木建築部の債務負担行為の補正ですが、一般会計で、追加分として1件3億4,463万円の増額、変更分として6件3億5,219万円の増額、また、特別会計で、追加分として1件5,207万円の増額をお願いするものです。

最後に、その下の表4 土木建築部の繰越明許費（限度額）です。今回の災害復旧事業などについて、今議会において限度額の設定をお願いするものです。限度額の設定を行う事業は、表に記載のとおり、一般会計が、公共事業で27件194億6,300万円、単独事業で18件20億2千万円、合計で45件214億8,300万円、また特別会計が、1件2億円です。建設業においては、休日の確保や長時間労働の解消など、就労環境の改善が喫緊の課題となっています。そこで、今回の繰越限度額の設定により、年度末の制約なく適切な工期で発注し、施工時期の平準化を図るとともに、事業効果の早期実現に努めたいと考えています。

以上で、総括的な説明を終わります。詳細は、関係課長から説明しますので、審議のほどよろしく申し上げます。

渡辺土木建築企画課長 まず、第80号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）及び第81号議案令和2年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）の具体的な内容について御説明します。委員会資料の2ページをお開き願います。

1 一般会計9月補正予算（第6号）の内容です。一番上の（1）土木施設災害復旧事業です。被災した道路、河川などの公共土木施設の原形復旧を行う経費として、115億1,671万7千円を増額するものです。

次にその下（2）公共の河川災害関連事業です。災害の再発を防止するため、河道の拡幅や護岸のかさ上げなどの機能強化を行う経費として、3億2,050万円を増額するものです。

次にその下（3）公共の砂防災関連事業等です。災害の再発を防止するため、溪流の河積拡大や砂防えん堤の新設など砂防施設機能強化を行う経費として、8億6千万円を増額するものです。

次にその下（4）災害関係受託事業です。災害復旧工事を迅速かつ効率的に行うため、市町所管の橋梁や護岸工事を受託し一体施行する経費として、7億2千万円を増額するものです。

次にその下（5）観光道路等環境整備事業です。観光客へ安全かつ快適な環境を提供するため、主要観光地への道路案内標識の多言語化などを行う経費として、4億8,914万円を増額するものです。

次にその下（6）とさらにその下（7）リバーパーク犬飼管理維持体制持続化事業と別府港機械管理駐車場等管理維持体制持続化事業です。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて利用料収入が減少し、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた施設に対し、指定管理の基本協定に規定される費用を県が負担する経費として、それぞれ、20万6千円と576万8千円を増額するものです。

最後にその下（8）港湾施設整備事業特別会計繰出金です。県境を越えた移動制限を背景に、旅客数の減少が著しいフェリーなどの定期航路の維持を図るため、一定程度売上げが減少した

定期航路事業者に対する港湾使用料の減免を実施するとともに、減収分を補填するため、港湾施設整備事業特別会計への繰り出しを行う経費として、1億4,357万1千円を増額するものです。

この繰出金に関して、資料の3ページを御覧ください。一番上、2港湾施設整備事業特別会計9月補正予算（第1号）の内容です。こちらはさきほど御説明した、港湾施設整備事業特別会計繰出金を特別会計で受け入れるために歳入予算を補正するものです。

続いて、土木建築部関係分の債務負担行為について御説明します。同じページ3債務負担行為の補正（追加分）です。（1）のハーモニーパーク管理運営委託料と（2）別府港北浜ヨットハーバー管理運営委託料については、いずれも指定管理施設に係るもので、令和3年4月1日からの管理委託に向け、本年度中に基本協定を締結する必要があることから、令和7年度までの6か年、一般会計で限度額3億4,463万円と特別会計で限度額5,207万円の債務負担行為を追加するものです。

続いてその下の表、4債務負担行為の補正（変更分）です。まず、表の（4）土木施設災害復旧事業です。今般の豪雨災害に伴う復旧工事を、来年の出水期に備えて速やかに発注し、着実に進めるため、表の中ほど、補正欄にある限度額19億4,279万2千円の債務負担行為を増額するものです。なお、これ以外の変更については、表右端の備考欄に整理分と記載しているとおり、令和元年度2月補正で御承認いただいた債務負担行為の変更分を、今回の補正で改めて令和2年度予算に反映させるものです。

続いて、第4号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）の具体的な内容について御説明します。資料の4ページを御覧ください。表の土木関係災害時緊急対応事業です。

今般の災害に関して、被災箇所の応急復旧を進めるため、道路、河川、砂防施設などの崩土除去や補修等を行うとともに、国への災害査定申請などのため、被災箇所の調査、測量及び設計を行う経費として、また今後の決壊を防止す

るため、堤防の緊急点検や補修等を行う経費として、7億円の増額補正を行ったものです。

阿部副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

原田委員 この前の7月豪雨で被災したところの補修というか、計画で少しお聞きします。日田のホテル街で屋形船が流された辺り、天瀬のホテル街辺りの補修のやり方はどうされるか教えてください。

五ノ谷河川課長 まず1点、屋形船がある所ですが、具体的にはまだ下流側の一部浸水した辺りでしょうか。

原田委員 はい。

五ノ谷河川課長 あそこは直轄区間なので、国管理で筑後川河川事務所が所管しており、今、直轄河川側には全面に1メートルぐらいある大型土のうを積み、水が入らないようにしています。国に確認したところ、できれば国の補正のような年度途中にある事業費を使い、一部設計、そして工事に着手したいとのことでした。

それから、天瀬の温泉街の辺りは玖珠川で大分県の管理で、ここは天ヶ瀬温泉区間だけでなく、玖珠川のサッポロビールの辺りから玖珠川と筑後川が合流していますが、合流地点から約十数キロメートルにわたり点々と浸水被害がありました。家屋数で230戸ほどありますが、そういった中で天瀬区間だけではなく全体区間の浸水の回避というか、改修の仕方を今検討しています。

原田委員 分かりました。もう1点、天瀬の赤岩という所ですか、JRの線路の下が崩れた所、あの辺はとにかく岩がごろごろしていて、もともと川の上にホテルとかがあったような感じの所です。あんな所はどう考えているか教えてください。

五ノ谷河川課長 今言われたのは、護岸の上に建物が建っている状況のことだと思います。実は天ヶ瀬温泉だけでなく、例えば、九重の宝泉寺温泉だったり湯平温泉とか、古いひなびた温泉街は結構河川ぎりぎりに旅館が建っており、逆にそれがひなびた温泉街のいい雰囲気を出し

ているのかもしれませんが、そういった所は護岸のすぐ近くに建物が建っていて、改修するときどうするのだということですね。基本的には改修の計画ができ次第、その旅館が支障になれば、その分、立ち退いていただくことになろうかと思いますが、まだ詳細が決まっていないので、ここで確定的なことは言えないのが実情です。

原田委員 分かりました。

尾島委員 技術的なことで難しいかもしれませんが、最近、橋梁の流失が非常に多いですね。橋梁そのものは直接水を受けるような構造にはなっていないと思います。当然、そこまで水が上がらないと計画当初は設計されて、そのように橋梁の構造を具体的に決めて完成されていると思いますが、御存じのように橋梁は伸縮の関係もあり、靴を履いていますよね、シューというもの。言わば乗っかっている状況なので、下からの浮力、また横からの力に対して非常に弱い構造であることは知られています。これは道路橋示方書との関係もありましょうが、地震などでは特に単純桁が地震の揺れに対して落橋することから、耐震連結装置や落橋防止装置とかは道路橋示方書で標準化され、それが設計、架設の際の標準仕様として今造られていると思います。余り大きな力が加わると橋脚や橋台を損壊するので難しいと思いますが、例えば橋梁の本体と橋脚を留めるような、補助的に引っ込むような装置は、今、国交省などは考えていないのか。そういった少しの力でも加えてやると橋梁の流失が防げるのではないかと思うので、その辺、また新しい技術とか情報があったら教えてほしいですが、いかがですか。

藤崎道路保全課長 今、委員が言われた技術的なものは、申し訳ありません、この場で具体的な答えはできませんが、橋梁耐震化については、今、示方書に基づいてやっており、平成7年に起きた阪神・淡路大震災に対応するための橋梁の耐震を順次今年度からしています。

その中で、例えば、橋梁の本体と橋台の桁を連結する落橋防止装置といったものについては、随時、対応している状況です。

尾島委員 それは分かります。また研究しておいてください。

藤崎道路保全課長 また何か情報が入りましたらお伝えします。

島津建設政策課長 今回の7月豪雨の被災後に土木学会が視察に見えられました。家田先生はじめ、多くの方が視察においでいただいた際、橋梁の流失現場も見ていただく中で雑談としてあったのは、流体力、流れる水の波力により橋梁が押し流される事例が近年散見され、それについて問題意識をお持ちでした。

例えば、高欄に物が引っ掛かり、それにより今度は橋が押し流されることもあるので、一定の外力が掛かったときに高欄が壊れる仕組みも必要ではないかという指摘もありましたが、一方、常時に車がぶつかったときは安全性を保たないといけないので、問題意識を持って土木学会でもお考えいただいているようです。そうした検討状況をよく注視しながら、今後とも勉強していきたいと思います。

森委員 7月の災害で大きな予算が措置され、迅速な執行をされることを願っていますが、そういう中、原形復旧の事業、改良復旧の事業等、今説明いただきました。それに関連して、4番目に災害関係受託事業で7億2千万円、市町村所管の橋梁、護岸工事を県の施設と一体にと私は認識しましたが、それで間違いないのか、どういう状況の施工箇所なのかをまず教えてください。

五ノ谷河川課長 災害の受託事業についてです。日田市、九重町の道路、また、橋梁を中心に計上しており、場所は、例えば、玖珠川の県が行う災害復旧事業の隣接する道路の災害と一体的に整備、復旧していく予定です。

森委員 そういった箇所は災害時にあらゆる所で発生する。また、市町村から受託とか連携することで早期復旧を図れるということだと思いますが、今回は大規模災害だから特別にやるのか、通常の業務の中で連携を図るべき箇所が見えてくると思いますが、まず全般的に見て、金額が大きいからそのようにするのか、その辺の境を教えてください。

五ノ谷河川課長 市の災害復旧事業を特に目立って受託し始めたのが、平成24年の九州北部豪雨のときで、日田市や中津市の橋梁とかを受託しました。それから、3年前の29年の災害のときもそうです。今回の7月豪雨のように非常に大規模な災害で、災害復旧するにあたり、人的な規模だったり、組織だったり、ここは県と市町とのやり取りになり、必要に応じてなると思いますが、そのボリュームに合わせて受託する。この件数だから受託しましょうとか、この金額だからと、特にそういう決まりはありません。

森委員 状況は分かっていますが、例えば、被災箇所には法定外公共物、里道、水路があり、その隣接が県の施設だったとき、私の地元ではなくて他から聞いた話ですが、そういった県の管理施設に隣接したところがあった際、法定外公共物は市町村管理だという話で、そこで縁を切ってそれぞれがということがやはり現場では非常に多い。それが早期復旧の支障になったり、ちぐはぐな復旧になったり、現実に起きていると聞きます。

そういった中、今回、知事もたび重なる災害に、やはり一歩二歩、県民に寄り添った災害復旧、早期復旧をしていきたいという御答弁もあったかと思うし、現場、県として、また土木建築部として、しっかり県民に寄り添った復旧体制は整えておくべきだと思います。

知事の言われる一歩二歩というのがしっかり県民に歩み寄ったものなのか、若しくは自分の所の、いわゆる県の施設を一歩二歩踏みしめただけなのか、そこで大きな違いがあると思いますが、こういった今後の災害対策、対応について、部長、見解をお聞かせください。

湯地土木建築部長 非常に大事な部分になると思います。一方、やはり制度上、それぞれの管理者がいるので、まず災害査定はそれぞれの管理者ごとに受けないといけない部分もありますが、施工する場合は大きく関連する部分もあるので、そういう部分はできるだけ市町村の立場に立ち、また地元の早期復旧という観点で支援していきたいと思います。

阿部副委員長 いいですか。

森委員 ぜひよろしくお願いします。結構です。

阿部副委員長 委員の皆さん、他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 委員外議員の方、何か御質疑ありませんか。

猿渡委員外議員 災害の対応等、大変お疲れさまです。道路の復旧など、早急に対応いただいたり、いろいろ努力いただいていると思います。

天ヶ瀬旅館街ですが、本会議でも発言したんですが、泉源のことを皆さん大変心配されています。新天瀬橋が流された箇所にも泉源があり、私も何回か現地へ行きましたが、当初から橋の下に泉源があると、流されたこの箇所にあると非常に心配されていました。

その後、8月27日に伺ったときは撤去作業をしていましたが、重機が入るため土で埋めて作業していたわけで、作業するときに泉源を1回見たいと言っていたのにも見ることもできず作業を進められ、もう埋まってしまっているのに、泉源がどうなるか非常に心配しているという声を聞きました。

皆さんの大変大事な財産だし、旅館にとっては温泉がなければ今後やっていけない非常に大事なものなので、やはりそういう思いに寄り添った、きめ細かな対応をお願いしますが、どうでしょうか。

五ノ谷河川課長 正に議員が言われたように、やはり泉源は天ヶ瀬温泉街の命というか、本当に礎になるものなので、そこについての配慮は今後やっていかなければいけないと思っています。市道橋なので、市が施工したわけですが、今、議員が言われたような御意見、地元の声があったこともしっかり伝えたいと思います。

猿渡委員外議員 お願いします。

志村委員外議員 知事が今回、災害復旧と機能回復という表現をされ、改良復旧をやっていること。私どもも従来からお願いしていましたが、災害復旧は原形に復旧するだけで一歩も進めなかったところを今回大きく踏み出してくれたので、大変地元としても強靱化になってありがた

いし、安心できる事業になると思います。

一方、災害の部分は激甚災害指定で市町村や県の負担も非常に減額されますが、それと改良をあわせてやる場合、この辺のやり方、あるいは査定官がどうそれを査定するか、できるだけ改良復旧を進めることを基本にさせていただきたいという思いも込め、その進め方を説明してください。

五ノ谷河川課長 改良復旧の手続を、どういった形であるかについてです。

7月の豪雨の後、被害現場をつぶさに調査する中で、原形復旧ではなく、上げたり、かさ上げが必要になるところもあります。その場合は調査、測量もしますが、災害復旧費、いわゆる原形復旧するお金では足りず、さらに改良するための、上げたり、かさ上げのための別の改良費が必要と国土交通省に申請する制度になっており、先月からその作業を始めています。今、順次査定をやっていますが、国土交通省とのやり取りの中で、改良復旧はこの区間だけこういう形で原形ではなく上げることが認められれば、査定の中であわせて、改良復旧の際、原形復旧分の費用プラス改良分の別のお金も付くシステムです。基本的には災害査定とスケジュールは同じようにいきますが、改良復旧分は別に交渉を始めています。

志村委員外議員 激甚災害の場合と改良は、やはり国、県、市の負担はそれぞれ違うと思います。それを説明してください。

五ノ谷河川課長 激甚指定についてです。今回の7月豪雨は災害自体が激甚指定を受けています。この指定は、災害復旧にあたって、復旧費の国庫の負担が上がる可能性があります。それについては各自治体、大分県、日田市、九重町、そういう自治体のそれぞれの収入というか、自治体の財布の状況に見合ったかさ上げをしましょうということです。工事自体、あるいは改良復旧するしないとかとはまた全然違い、要は国費が災害復旧にどのくらいかさ上げ、プラスされるかです。

例えば、国費を充てる部分は基本的には3分の2が国庫補助、3分の1が自治体の負担にな

ります。これはオール起債ですが、そのうちの自治体の負担割合が全体的に95%は交付税措置で返ってきますが、残り5%が自治体の手出しになります。かさ上げされることによってその分が減るような状況になる、それが激甚指定です。激甚指定され、かつ、かさ上げが認められれば、その分また率がありますが、何%か自治体の負担が減るということで、かさ上げが認められれば、大体10%から15%ぐらいかと言われています。

志村委員外議員 ありがとうございます。

阿部副委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 ほかに御質疑等もないので、第80号議案について、採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第81号議案について、採決します。本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号報告について、採決します。本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 御異議がないので、本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

次に、第91号議案県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

種蔵道路建設課長 第91号議案県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について御説明します。

資料の5ページをお開き願います。

本条例は、道路法の規定に基づき、県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準等を、国の道路構造令に定める基準を参酌して定めるものです。なお、本条例の改正案の検討にあたっては、学識経験者、弁護士及び道路管理者などからなる専門委員会を開催し、内容や記載について、妥当であるとの見解をいただいています。

まず、1の国の道路構造令の改正に伴うものについて御説明します。昨年度、国の道路構造令が改正され、自転車通行帯の規定が設けられたこと及び自転車道の設置要件が見直されたことから、本条例についても用語等の反映を行うものです。具体的な改正内容としては、まず、1①として、自転車通行帯に関する規定が新たに設け、歩行者及び自動車から自転車の通行を分離するものです。次に、1②自転車道の設置要件として、設計速度が時速60キロメートルであることを追加するものです。

続いて、資料の6ページをお開きください。県独自の基準に改めるものについて御説明します。

まず、2①の、地形の状況等やむを得ない場合における歩道の幅員の基準を見直すものです。地形の状況等により、やむを得ない場合に限り、歩道の幅員を車椅子の転回等が可能である1.5メートルまで縮小して整備することを可能とするものです。この規定を適用できる事例としては、山岳地など地形条件により工事が非常に困難な場合や、文化財などの移転困難な物件があるために事業用地の取得が非常に困難な場合などが考えられます。

次に、2②の、円形の交差点（ラウンドアバウトなど）における交会数の上限の例外の追加」についてです。現行の規定では、平面交差点においては、同一平面で5以上の道路の交会はできないことを基本とし、駅前広場等の特別な箇所を例外としていますが、今回、円形の交差点（ラウンドアバウトなど）を追記しました。

資料の7ページをお開きください。

宇佐市安心院町の安心院支所前の交差点にて、昨年10月から実施しているラウンドアバウト

の社会実験については、交差点内の速度抑制及び交差点での待ち時間の減少などの効果が認められたことから、大分県ラウンドアバウト検討委員会での審議を経て、10月からの工事着手に向けた準備を進めており、令和3年度早期の本格導入を目指しています。

阿部副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

戸高委員 ラウンドアバウトは令和2年6月29日に導入が妥当という話になったとのことですが、今後、県内の対象となるところとか、設置の基準はどうなるか。今回、ラウンドアバウト検討委員会を通して設置に向かったが、今後の設置の在り方がどういう方向になるか。まだ今、検討がないかもしれませんが、今後の準備をどうするのか。

それともう1個、自転車専用道路の路面標示は、警察の管轄かもしれませんが、色付がされるようになるのか。また、色が上と下ではかなり違いますが、そういうのを分かれば教えてください。

藤崎道路保全課長 ラウンドアバウトの関係です。現在、宇佐でやっており、その他の所は今のところは未定です。ただ、これから新しく交差点を設計する所で導入できていくかなと感じているので、そこはまた土木事務所や市町村と相談して、前向きに進めていきたいと思っています。

それと、今後の委員会等の設置は、今回、県内初ということで委員会を設置して慎重に進めてきたところで、今後は特に委員会の設置等は考えていません。

種蔵道路建設課長 色付ですが、そこまで規定はないですが、過去、全国でいろいろ検討しており、今の主流が青色になっています。街の景観を阻害しないとか、分かりやすさとか、いろいろな面で青色が主流になっており、九州全体でもそのようになっているので、今後大分県で整備する場合は青色が基本になると思いますが、あとはそれぞれの状況に応じて判断していきます。

戸高委員 ありがとうございました。ラウンドアバウトですが、例えば、交通量はいくらとか、そういう基準が全くないままやるわけではないと思いますが。

藤崎道路保全課長 交通量については約1万台が上限だとされています。それ以上になると、ラウンドアバウトでは制御が難しくなるかなということです。それは具体的な基準がラウンドアバウトのマニュアルの中にあるので、基本的にはその基準にのっとってやることになると思っています。

阿部副委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 委員外議員の方ありませんか。

猿渡委員外議員 今のラウンドアバウトの関連ですが、新規の交差点についてはどんどんやっていきたいとのことですが、現状ある五差路等の場合にはラウンドアバウトにすることはなかなか難しいですか。予算の関係とか、スペースが必要とかあると思いますが、渋滞が緩和されたりするメリットを見ると、導入されるといいかと思いますが、その辺を教えてください。

藤崎道路保全課長 今ある交差点を変えとなると、その分広く用地が必要で、やはり制約があります。宇佐で社会実験をしてこれから本格導入しますが、そこは特に用地の取得がなかったので始めた次第です。今後はできれば新しく計画するような所がいいかと思っています。五差路以上は今回の改正で導入可能になるので、困っている交差点等あれば、今後、前向きに検討していければと思っています。

阿部副委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 ほかに御質疑等もないので、第91号議案について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第92号議案大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例

の一部改正について、執行部の説明を求めます。

五ノ谷河川課長 資料の8ページを御覧ください。第92号議案大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。

1の本条例についてに記載しているとおおり、河川におけるプレジャーボート等の適正な係留場所の確保並びに県民の生活の安全の保持及び良好な生活環境の保全を図るため、大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理について必要な事項を規定しているものです。

2の改正理由は、大分市の裏川に係留施設を整備し、令和3年4月1日から運用を開始することを予定しているため、施設の設置及び管理について規定している本条例を改正するものです。

3の改正内容は、第3条の名称及び位置に裏川プレジャーボート等係留施設を追加するとともに、同施設の使用料を規定するものです。

4の施行日については、令和3年4月1日としています。

阿部副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

尾島委員 裏川の係留隻数が分かれば、それから、新日鉄のところはずっと船が置いてありますが、違法な係留とか放置船艇の実態をお願いします。

五ノ谷河川課長 大分県全体で、まだ県の管理河川で190隻ほど放置艇があり、そのうち裏川は130隻ほどあります。裏川のちょうど大洲総合運動公園の裏、約550メートルを暫定係留区域と位置付けし、約10年間、暫定係留を認める形にしています。まだ詳細は、今、プレジャーボート等の所有者と調整している段階で、最終的にいくつというのははっきり固まっていません。今のところそういった状況です。

阿部副委員長 いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 委員外議員の方、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 ほかに御質疑等もないので、第92号議案について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

島津建設政策課長 令和2年7月豪雨災害について御報告します。

委員会資料の9ページをお開き願います。

令和2年7月豪雨は、日田市、由布市、九重町、玖珠町を中心に過去最大規模の甚大な被害をもたらしました。本委員会では、主に土木建築部が所管する県管理施設の被害状況等について、8月27日に策定・公表を行った大分県復旧・復興推進計画に基づき御説明します。

資料の上から、道路被害では、日田市の国道442号や由布市の湯平温泉線など県管理道路で306か所、玖珠町の町道下泊里線など市町村道で1,514か所の合わせて1,820か所の被害が確認されています。発災当初、県管理道路では、全面通行止めが125か所発生していましたが、地元建設業者の協力により、本日9時時点では、17か所となっています。引き続き、一日も早い通行止めの解除に向けて全力で取り組みます。

河川関係では、玖珠川、野上川など護岸崩壊等の施設被害が計930か所確認されています。

砂防関係では、日田市の杉河内地区や由布市の花合野川など計160か所で土砂災害が確認されています。

被害の大きかった野上川や玖珠川、花合野川などについては、今後の出水等の被害拡大防止を図るため、応急復旧を実施しています。

その他、公園施設などを含め、社会インフラ関係で計2,950か所、364億5,400万円の被害額となっています。

次に10ページをお開き願います。資料の下

段は、農林水産関係や教育関係を含めた合計額であり、県全体の被害額は、約607億円となっています。これは、平成24年、29年にそれぞれ発生した九州北部豪雨を超える被害額となっています。被災直後から、被害が甚大であった日田市、由布市、九重町、玖珠町において、市長、町長をはじめ市町関係者と意見交換を行うなど、連携を図りながら、迅速な復旧・復興に向け、取組を進めてきました。今月8日からは災害査定が開始され、年末までの16週にわたって実施される予定となっています。今後は、年内の査定完了に向け、災害査定準備を着実に進めるとともに、大分県復旧・復興推進計画に基づき、スピード感をもって復旧・復興にしっかりと取り組みます。

阿部副委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 委員外議員の方、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 別に御質疑等もないので、次に、②、③の報告をお願いします。

島津建設政策課長 お手元の資料大分県総合計画の実施状況について別冊を御覧ください。これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。安心・活力・発展プラン2015について、別冊で報告します。また、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても別紙としてお配りしています。これは別冊に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したものです。あわせて参照願います。

それでは、別冊の1ページをお開きください。指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。施策の進捗状況は、AからDの4段階での評価としていますが、施策の進捗が、順調に進んでいるA評価及び概ね順調に進んでいるB評価は、表の上から3行目にあるように、58施策で全体の9

8. 3%となっています。また、やや遅れているC評価は1施策となっています。

次に2ページをお開きください。目標指標の進捗状況についてですが、これは、プラン2015の各施策に設定された99の目標指標のうち、令和元年度の目標値の設定のある97の目標指標の達成状況を記載したものです。表の1行目にあるように、達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。97指標のうち、元年度進捗状況が達成及び概ね達成であったものは、表の上から3行目にあるように、83指標で全体の85.5%となっています。

なお、3ページには、令和元年度に実施した事業の評価結果を記載した主要な施策の成果（事務事業評価）、332ページ以降に、参考資料として、政策・施策ごとの令和元年度の目標値に対する達成度及び最終年度令和6年度の目標値に対する達成度を一目で分かるようレーダーチャート方式で示しているため、後ほど御覧ください。

お手数ですが、4ページにお戻りください。総合評価の一覧表を、4ページに安心、次の5ページに活力、6ページに発展と分野別に掲載しています。土木建築部に関する施策は、四つあり、一つは4ページの安心分野で政策欄の8強靱な県土づくりと危機管理体制の充実の中の（1）県民の命と暮らしを守る県土の強靱化の推進、残る三つは、6ページにある発展分野で政策欄の4「まち・ひと・しごと」を支える交通ネットワークの充実の中の3施策となっています。この四つの施策については、いずれも表の左から5番目の総合評価でA評価としており、着実に取り組みを進めています。

各施策における指標の達成状況について抜粋して御説明します。

116ページをお開きください。まず、県民の命と暮らしを守る県土の強靱化の推進です。ページ中ほどⅡ. 目標指標の欄に四つの指標を設定しており、表の中ほどの令和元年度達成度は、令和2年度より実施することから、令和元年度に目標値を設定していない平成8年より古い基準により設計された緊急輸送道路上の橋梁

耐震化率を除き、いずれも100%以上であり、目標を達成しています。

次に、322ページをお開きください。広域交通ネットワークの整備推進です。目標指標として大分市中心部までおおむね60分で到達できる地域の割合、九州の東の玄関口としての拠点化主要施設までおおむね30分で到達できる地域の割合を設定しており、令和元年度達成度はいずれも100%達成となっています。

326ページをお開きください。まちの魅力を高める交通ネットワークの構築です。目標指標として対策を講じる主要渋滞箇所数を設定しており、令和元年度達成度は90.5%で、目標をおおむね達成しています。

本プランにおいて、土木建築部が所管する施策で目標値が達成されているのは、県土の強靱化に向けて、土砂災害から人命を保護するためのソフト対策としての基礎調査や土砂災害警戒区域の指定、緊急輸送道路上の橋梁耐震化などの地震・津波対策が着実に進んでいること、また大分空港道路日出ICから安岐IC間で実施していた4車線区間の延伸工事が昨年7月に完了したことなどが、主な要因であると考えています。今後も、県土の強靱化に向けた治水対策や土砂災害対策、中九州横断道路や中津日田道路等の地域高規格道路の整備推進など、計画の着実な進捗に向けてしっかりと進めていきます。

続いて、おおいた土木未来（ときめき）プラン2015の取組状況について御報告します。

委員会資料の11ページをお開き願います。これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年報告しているものです。このプランは、大分県長期総合計画安心・活力・発展プラン2015の実現に向け、平成28年4月からスタートした土木建築部の長期計画ですが、昨年度、社会情勢の変化を踏まえ、新たな課題への取組を盛り込もうと県長期総合計画に合わせ、改訂を行ったものです。プランでは、着実に目標達成ができるよう、毎年度フォローアップを行っており、この表は令和元年度末時点での目標指標ごとの取組状況をまとめたものです。22項目の目標指標につい

て、令和元年度の目標値に対してどの程度近づいたかを達成率として算定しています。

具体的な取組状況を抜粋して説明します。まずは最上段安心な暮らしを守る強靱な県土づくりの上から4番目の指標、土砂災害警戒区域指定率についてです。県下で約2万もの土砂災害のおそれのある箇所について令和元年度に新たに約4,300か所を指定し、累計で約1万7千か所を警戒区域に指定しました。これにより土砂災害警戒区域指定率は89.7%となり、令和元年度の目標83.3%に対して107.7%の達成率となっています。

また、5番目の指標、緊急輸送道路における昭和55年より古い基準により設計された橋梁耐震化率については、令和元年度に100%となり、耐震化が完了しました。その下の指標平成8年より古い基準により設計された橋梁耐震化率は、その次の段階として、昨年度の改訂により新たに設定した指標であり、令和2年度より事業実施のため未評価としています。

次に、下から7行目の発展を支える交通ネットワークの充実の4番目の指標、小規模集落から幹線道路へのアクセスを改善した集落数についてです。これは、文化財調査や入札不調により、アクセス改善に寄与する道路事業の完成年度が延期となったため、令和元年度の目標90集落に対し、81.1%となり、達成不十分となっています。文化財調査や入札不調により完成年度が延期となった事業については、既に工事契約済みであり、今年度完成の予定です。

全体としては、一番下の全体総括表に記載しているように、22指標のうち、令和元年度の目標を達成あるいは概ね達成している指標は、20項目であり、本プランはおおむね計画どおり実施されていると考えています。

なお、別冊にておおいした木未来プラン2015令和元年度実施状況をお配りしているので、参考までに御覧ください。この冊子は今後ホームページでも公表する予定です。

阿部副委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見などはありませんか。

森委員 おおいした木未来プラン改定の件です

が、冊子の29ページに大分県公営住宅マスタープラン2020の策定及び推進とある中で、福祉保健部等と連携しながら、子育て満足度日本一の実現を目指しながら、子どもから高齢者までが安心・安全な住環境の整備と書かれています。今、大分県の、これは全国的な課題として、人口減少や少子化という課題に対し、このプランの中ではそういった人口減少を食い止め、また増加につなげるとかいう、将来に向けたことも検討されているか教えてください。

大野公営住宅室長 マスタープランについて、計画編の策定が終わり、実施編を市町村と協議していますが、このプランにより、人口減少対策までは正直行っていません。適正な公営住宅の数をきちんと確保し、できれば地域へも開かれた公営住宅を目指し、そういった地域の発展にもできるだけつながっていくような整備を今正に検討しており、これをもって人口増とかまでは正直言って今のところ至っていません。

森委員 土木未来プランの29ページの下を集約化のイメージを見ると、例えば、市営住宅、県営住宅を集約化し、また残った土地を公園とか駐車場にすると。正に人口が減っていくのに対応するというだけにしか見えないので、上に書かれている目的の部分をいかに実現できるようにするかという部分を、もう少し練っていたけるといいかなと図を見て感じました。県営住宅とは関係ないですが、住宅政策も地域、特に周辺部の大分市以外、私どもの田舎の地域では非常に大切だと感じています。正にそれが子どもの数とか人口に直接反映してくるのを肌で感じています。今後の全体の検討課題として、地域が生き残っていくための住宅政策という部分でどうあるべきか。これはまた公営住宅や用地の活用とかも含めて考えるべきかと思えます。

実は田舎では、例えば、私どもに身近な大野高校があったところ、これは県有地でした。そこに、いろんな補助もありましたが、24戸の分譲宅地が、非常に値頃な価格で分譲されてすぐに売ってしまったんですが、子育て世代がかなりそこに集中し、その結果、周辺の小学校とか保育園が非常に活気づいていて、それぞれの

市町村で差が非常に大きく出ているのを感じています。

知事の目指す子育て満足度日本一、また人口減少に向けた対策を住宅政策の中からも考えていただきたいと思うので、よろしく願います。

阿部副委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 委員外議員の方、何かありませんか。

猿渡委員外議員 住宅の関係ですが、以前、私、予算特別委員会だったか、県営住宅に非常に空室が多く、入居希望は多いのに30ある部屋のうち9室空いているのを何とかならないかと言ったことがあります。今、特にコロナ禍で家賃にも困るような状況の方が増えている中、県営住宅をコロナの関係で住居を失ったり居住が厳しい状況になった方に対して提供していますが、限られていると思います。

以前、宇佐の方から、宇佐にはそういう県営住宅提供制度もないという声を聞きました。市営住宅があるでしょうと言われたと。空いている所は一杯あるのにとのことですね。やはりその方のお住まいの状況、利便性とかを考えたとき、地域に市営住宅はあるが、自分にとっては都合がよくないとかあると思うので、今の状況の中で柔軟に住居を提供していくことが公営住宅として求められていると思いますが、どうでしょうか。

大野公営住宅室長 コロナ対策での県営、市営を含めた公営住宅の提供について、まず宇佐の現況ですが、宇佐市は市営住宅にコロナによる離職者の入居を1世帯受け入れています。宇佐市に確認したところ、災害用の緊急的な使用を認めている住戸が数戸あり、そのうちの一つをコロナの離職者のために提供したということです。

あと、県営住宅のコロナ対策ですが、今年5月に当面、大分市内の10戸を提供するため、準備を進めていました。県営住宅を住戸確保するとき、各市町村にも呼びかけ、県全体で県営、市営住宅を合わせ、全部で74戸をコロナ対策

として確保してあります。

それから、第2回定例会でお認めいただいた補正予算を使用し、今、県営住宅のコロナ対策として提供できる住戸の整備を進めており、計画では全部で77戸を準備するよう鋭意進めています。間もなく先発の20戸が完成し、うち5戸が宇佐市内の住戸です。先般、市町村とも公営住宅関係の会合があり、その中でも、もし市民の声とか入居希望とかで市営では不足があればぜひ教えてほしいとお願いしており、必要な地域には必要な対策を講じていきたいと考えています。

阿部副委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 ほかに、御質疑等もないので、次に、④、⑤の報告をお願いします。

中園施設整備課長 お手元の土木建築委員会説明資料の12ページをお開き願います。本件は総務部の事業に係るものですが、別府土木事務所が関係しているため、本委員会においても報告します。

平成30年6月の大阪地震でブロック塀が倒壊し女兒が死亡した事故を受け、県では県有施設のブロック塀の緊急点検を行い、危険性が高いと判断した場合は撤去し、安全なフェンスに換える工事を実施しました。その工事において、1の概要の写真にあるように令和元年7月17日、大分県職員住宅の一つである別府独身・単身者住宅に隣接する土地に築造されていたコンクリートブロック塀について、所有者の確認が不十分であったため大分県のものと誤認し、高さが2.5メートルあることから災害時に倒壊する危険性があると判断し、解体の上、撤去したものです。誤認した理由については、当時所有者は県外在住のため不在でしたが、職員住宅の敷地の形状に沿って建てられており、このブロック塀一面に生えていたつたの葉を日頃から職員住宅入居者が剪定していたことから、職員住宅のブロック塀であると思い込んでしまっていたものです。解体による損害について、所有者はブロック塀を含む自宅建物を対象とする損害保険契約を損害保険ジャパン株式会社と締結

しており、所有者に保険金が支払われました。このため、大分県に対する損害賠償請求権は、損保ジャパンへ移転し、県と損保ジャパンの間で協議を行ってきました。その結果、2の損害賠償額及び3の経過にあるように、118万7,780円を賠償額とする示談書を8月20日に締結し、専決処分により損保ジャパンへ8月27日に支払を行いました。あわせて、今回、県の誤認によりブロック塀を撤去したことから、慰謝料及び弁護士費用として100万円を賠償額とする示談書と同じく8月20日に所有者と締結し、専決処分により8月27日に支払を行ったことを報告するものです。

今後二度とこのようなことが起こらないように、再発防止策として、敷地の境界や所有者の確認等の基本事項の確認を徹底するとともに、関係所属によるダブルチェックにより、工事設計段階で所有者が確定できていることを再度確認することを徹底します。

岡本都市・まちづくり推進課長 県都大分市交通円滑化基本方針（案）について御報告します。委員会資料13ページをお開きください。

市内の渋滞緩和やバスの運転手不足に伴う住民の利便性低下、あわせて大分スポーツ公園へのアクセス改善に向けて、昨年7月に学識経験者や交通事業者らによる県都大分市交通円滑化検討会を立ち上げ、中長期的な視点から二つの検討を進めてきました。

一つ目は、左側2-1の新交通システム導入の可能性検討です。新交通システムの比較検討やBRT導入検討ルートを選定など①から④で記載している4項目について検討を行いました。

二つ目は、14ページの左側2-2の大分スポーツ公園への自家用車等のアクセス改善策の検討です。松岡スマートインターチェンジの必要性の整理や連結道路の候補ルート選定など①から③で記載している3項目について検討を行いました。

これらの検討結果を受け、右側に基本方針を記載しています。3-1新交通システム導入の可能性については大分駅-鶴崎間、大分駅-明野間へのBRT導入と大分スポーツ公園でのイ

ベント時における連節バスの活用を目指し、その実現に向け道路整備の推進とバスレーンの設置やシンボル性、大量輸送性を目的とした連節バスの導入など六つの取組を進めます。

また、3-2大分スポーツ公園への自家用車等のアクセス改善については、松岡パーキングエリアのスマートインターチェンジ化を目指すこととし、その実現に向け、今後、大分市がスマートインターチェンジ及び連結道路の詳細検討を進めます。

なお、8月11日から9月10日の1か月間、パブリックコメントを実施しており、意見を反映させた上で、10月9日の検討会に諮り、公表する予定です。

阿部副委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

尾島委員 ブロック塀の件ですが、所有者誤認をしたのは結果として許されないことですが、2.5メートルを超えるような高い塀ですから、当然工事の際に隣接敷地に破片が入るとか、工事で騒音が発生するので、通常の工事なら隣接地権者の同意を取って工事をやっていると思います。そういった意味では、そこにチェックできた段階があったわけだから、こういう工事の同意はどうなっていたか、お願いします。

それから、これはよその所管の議案ですが、直接的な損害額はここに書いているとおりですが、実は工事を誤っているのだから、そういった意味ではそれも県には損害を与えたことになります。議案説明の際に聞いたら、他の工事とあわせて発注したため、この塀を壊すのにいくらかかったかは分からないという答えでしたが、もし分かれば教えてください。

中園施設整備課長 まず、隣接所有者についてですが、本工事を実施する前に所有者のところに5回ほど訪問していますが、所有者が不在で会えなかったということです。訪問した目的は、所有者確認だったり、同意を得るということでなく、工事中の騒音等に対して理解いただく目的で訪問したもので、居住していない方に必ずアポイントを取らなければいけないという考えを持っていなかったということですが、委員が

言われるように、近隣の方に確認等々すれば事前に確認ができたことで、大変反省しています。

もう1点、解体費について、議案説明の際に人事課が分からないとお答えしたと聞いていましたが、複数の工事をまとめて発注していますが、当課で直工費で按分して各工事ごとの事業費を算出したところ、本工事にかかった撤去費は約90万円となっています。

原田委員 県都大分市交通円滑化基本方針で聞きますが、BRTも連節バスもそうですが、今考えている運営主体はどうイメージされているか、お聞きします。

岡本都市・まちづくり推進課長 大分市内には大分バスと大分交通がありますが、方面的には大分スポーツ公園方面並びに鶴崎方面は大分バスのエリアです。これに関しては、今、大分市と大分バスと合同協議を進めています。まず連節バスの導入については、環境省の補助メニューもありますが、残り2分の1の負担について、大分バス、大分市並びに県でどう負担していくのかという協議を進めています。バスの購入費の他に、整備場とか、バスの待機場の問題等もあるので、主体としては大分市となると思いますが、具体的なところはまだ固まっていないのが現状です。

BRTについても、中心となるのは大分市と大分バスであろうかと思いますが、これからの検討項目になるかと思えます。

原田委員 例えば、県外でもBRTとか連節バスをやっているところは、中には第三セクターをつくって運営しているところもありますよね。そういったことを含め、これからまた協議していくということですか。

岡本都市・まちづくり推進課長 現時点では第三セクターという考え方は薄いですが、必ずしもそれが全くないということではありません。

阿部副委員長 ほかに御質疑等はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 委員外議員の方、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 ほかに、御質疑等もないので、

次に、⑥の報告をお願いします。

島津建設政策課長 続いて、水色の表紙の県出資法人等の経営状況報告概要書を御説明します。土木建築部の所管する団体は4団体あります。

初めに、資料の26ページをお開きください。まず、公益財団法人大分県建設技術センターについて、御説明します。

最初に、項目2の出資金は、県が2千万円、市町村が1千万円、合計3千万円となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、1点目として、県土づくりを担う人材育成に向け、県、市町村、民間を対象とした技術・技能の研修、普及啓発及び情報提供事業を実施しています。2点目として、社会資本の整備や維持管理、県土づくり等の技術相談として、トンネルや橋梁等の施工難易度の高い施設を対象とした技術相談、また、積算、技術審査、品質監理、検査等の支援事業として、県、市町村が行う工事の積算や施工監理等を受託しています。3点目として、社会資本の品質確保に係る各種材料試験を実施しています。4点目として、公共土木施設のデータベース化処理業務等の社会資本の情報化へ向けた支援事業等を実施しています。

続いて、項目4の令和元年度決算状況についてですが、下線の当期正味財産増減額は7,258万5千円の増となっており、経営状況は安定しています。

項目5の問題点及び懸案事項及び項目6の対策及び処理状況についてです。建設業にとって、担い手の確保・育成は大きな課題となっています。そのため、一つめに、建設産業従事者の確保や育成、生産性の向上等、業界が抱える課題に、大分県建設技術センターにおいても積極的に関与・貢献していく必要があります。そのため、業界団体や各種学校等と連携した情報発信や現場体験学習会を実施し、担い手確保のための活動や民間事業者への技術・技能向上研修の充実を引き続き取り組みます。

また、二つめの県・市町村の支援・補完機関としての体制や連携の強化については、公共事業の積算補助や施工監理等の技術相談等、こ

れまでの業務のほか、今年度4月から県・市町村が共同利用する大分県共同利用型積算システムの運用を開始しました。これにより、例えば、今般発生した令和2年7月豪雨における応援派遣先においても、県、市町村の土木技術系職員が同一のシステムを利用していることから、応援業務が円滑に進められ、復旧対応を迅速に進めることができます。

但馬用地対策課長 次に、27ページを御覧ください。大分県土地開発公社についてです。

項目2の出資金等は3千万円で、県が100%出資しています。

項目3の事業内容ですが、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき事業を実施しており、主なものとして1用地取得事業の(1)公有地取得事業として、県事業の庄の原佐野線、国事業の国道10号高江拡幅などの用地取得について、県や国等から委託を受けて実施しました。また、2用地売却事業として、1の用地取得事業により取得、造成した土地を、国、地方公共団体などに売却を行っています。

項目4の令和元年度決算状況についてですが、下線を引いている当期純利益で519万1千円の赤字を計上しました。これは公社が造成を行った流通業務団地で岩塊が発見されたため、その対策費として2,606万7千円の特別損失を計上したためです。なお、特別損失を除く経常収支では2,087万5千円の当期利益を計上しています。当期末の利益剰余金は14億8,336万7千円となりました。

項目5の問題点及び懸案事項と項目6の対策及び処理状況ですが、懸案事項として、今後の事業量の確保と長期保有土地の早期売却があります。対策としては、受託事業量の確保のための受託先の開拓が引き続き重要で、公社の持つ機動性や用地の専門職員のいない部署のサポートなど公社活用のメリットのPR等を通じて、特に市町村事業や国土交通省の事業、県の他部局事業の受託を積極的に進めていきます。

また、長期保有土地の主なものは2か所あり、1か所目は、豊後高田市の大分北部中核工業団地で、残り5区画について、また、2か所目は、

玖珠工業団地で、残りの1区画について、引き続き商工観光労働部と連携して売却に努めていきます。

中村港湾課長 次に、株式会社大分国際貿易センターについて御説明します。

資料の28ページをお開きください。

まず、項目2の出資金については、1億8千万円で、県が27.3%出資しています。

項目3の事業内容ですが、同社所有の大分国際貿易センタービル、冷凍冷蔵倉庫など不動産の賃貸業、大分港大在コンテナターミナルの指定管理による管理運營業務や、関係機関と連携したポートセールスを行っています。

項目4の元年度決算状況についてですが、下線を引いた当期純利益が2,225万円の黒字、当期末の利益剰余金も1億5,870万円の黒字となっています。

項目5の問題点及び懸案事項並びに項目6の対策及び処理状況については、同社は平成13年度から黒字決算を継続していますが、同社所有施設の老朽化が進んでおり、その対策が課題となっています。そのため、今後も、中長期的なトータルコストの縮減・平準化に向け、計画的な施設改修、更新を行っています。また、コンテナターミナルの利用拡大のため、コンテナクレーンなどの港湾施設使用料の減免や各種助成制度などを活用し、県や大分市、関係団体と共同して積極的なポートセールスに取り組みます。

樋口建築住宅課長 29ページをお開きください。大分県住宅供給公社についてです。

まず、項目2の出資金については、1千万円で、県が全額出資しています。

次に、項目3の事業内容です。県住宅供給公社は、主な事業として三つの事業を行っています。一つ目の受託事業は、主に公営住宅等の管理受託を行っており、県営住宅及び大分市をはじめ10市の市営住宅の管理代行等を受託しています。そのほか、県教育庁からの教職員住宅等の改修に係る設計・施工管理等を受託しました。なお、令和元年度の県営住宅の使用料、家賃の収納率については、現年度分が99.98

%となっています。二つ目は、公社所有の賃貸住宅や店舗用地等を管理する賃貸管理事業です。三つ目の分譲事業は、国東市の向陽台で分譲宅地の販売を行っており、令和元年度は4区画を販売しました。

次に、項目4の令和元年度の決算状況です。公社全体の決算としては、売上高は、合計で12億632万1千円となっています。これに売上原価等の費用を差し引きした営業利益は1億863万9千円を計上しています。そして、支払利息を含めた営業外費用や資産の評価損などにより、当期純利益は、8,773万3千円となっています。

次に、項目5の問題点及び懸案事項についてです。公営住宅等の管理受託者として、サービスの向上、家賃収納率の向上など適切な管理を実施するとともに、経費の縮減等経営努力を重ねていく必要があります。また、保有している分譲資産の早期売却を課題として、販売促進を図る必要があります。

最後に、項目6の対策及び処理状況です。受託事業については、県営・市営住宅の一体的な管理により、住居相談のワンストップ化など入居サービスの向上を図るため、受託事業における公営住宅の管理代行等を拡充するとともに、窓口の一元化を進めます。また、経営の安定のため、より一層の業務執行の効率化等に取り組み、適正な管理体制の整備に努めます。分譲用資産の売却については、引き続き販売促進に取り組み、商業用施設用地・集合住宅用地は、販売の目途が立っていないことから、有効活用策について検討を進めていきます。

阿部副委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見などはありますか。

尾島委員 土地開発公社の事業で岩塊、岩の塊だと思いますが、2,600万円の費用がかかるほど大きな石だったと思えます。この石の大きさを教えていただきたいのと、本来、土地開発公社先行取得とした土地代に加え、造成費用を上乗せして分譲されるのが原則と思えますが、この場合、2,600万円の特別損失を計上されているので、多分土地代には加算されないん

でしょうが、その辺の処理は公社の財源として十分賄うことができたのかの2点をお願いします。

但馬用地対策課長 岩塊はもともとの造成工事の前から大分流通業務団地の山に広く分布していたものです。大きさは大体1メートルほどの岩の塊になっています。

それと、特別損失については、これを造成したのが平成10年から平成13年にかけてで、県の企業立地推進課から土地開発公社が受託をしており、販売については商工観光労働部でやっているもので、造成費用のかかった分を土地代に上乗せはできていません。

2,600万円については、経常収支でも2千万円ほどありましたが、差引き510万円の赤字で、これについては利益剰余金の中から出しています。

尾島委員 最初の答えが分かりにくかったですが、1メートルぐらいの岩塊が一つだけ。いっぱいあったのではない。

但馬用地対策課長 要は山の中に広く分布していたものが特に造成したところに多数出現しています。

尾島委員 それを全部撤去したということ。

但馬用地対策課長 そうです。撤去して小さく小割りにして処分しています。

阿部副委員長 ほかに御質疑等はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 委員外議員の方、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 ほかに、御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

その他、執行部より何かありませんか。

島津建設政策課長 県内所管事務調査のまとめについてです。令和2年度市町村から土木建築委員への要望事項に対する取組状況という冊子をお配りしています。本年5月14日から6月3日にかけて、県内所管事務調査を実施していただきました。改めてお礼を申し上げます。その際、各市町村から提出された要望事項について、本年度の取組状況を取りまとめています。

後ほど御覧いただければと存じます。

阿部副委員長 委員の皆さま、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 委員外議員の方、何かありませんか。

志村委員外議員 国土強靱化のことですが、令和2年度までの3か年、約3か年の補正で2年余りで強靱化を進めています。いよいよ今年度となっていますが、今議会でも来年度以降の強靱化についての意見書が提案されており、今、審議中です。やはり今回の豪雨等の状況、あるいは次世代の国土形成を見るにつけ、大変必要な予算だと認識していますが、ここら辺の県の考え方、取組の進捗状況というか、取組方法というか、この辺についての考えをお聞かせください。

湯地土木建築部長 強靱化については一般質問等でも知事から答弁しており、知事5期目の公約の中でも県土の強靱化を3本柱に掲げられ、非常に重要な早急にやらないといけない問題だと取り組んでいます。今回の7月豪雨をはじめ、全国的にも大きな災害が多発している状況を受け、全国知事会の国土交通常任委員長としてもたびたび緊急提言等を出しながら、3か年対策以降の継続的な強靱化の対策について、国もいろんな見直しを加えながら、特に老朽化対策という観点も重要で、強靱化プラス老朽化で予算確保をお願いしています。

議会でも意見書等を御提案いただけるということですので、知事会としても、非常に正念場だと思っていますので、しっかり国に声を届けていきたいと思えます。

志村委員外議員 言われるとおりで、全国各地区から声をあげていかなければいけないと思います。そんな中、強靱化というのは決して強くしていくというか、長寿命化だけでなく、やはりその地域における道路や河川やそのほかの公共物について、しっかり将来を見据えた社会資本整備をしていくという観点も大変大事だと思います。知事は今議会でも、中九州道についても、犬飼以東は環境評価段階に入っていくよう

にという話と同時に、東九州道の全線開通が意外に功を奏して、空港から高速へ、あるいは港湾から高速へというネットワークを急ぎやらなければいけないという必要性を説いており、こういうことも強靱化という意味では、長寿命化だけでなく、地域づくりという思いを入れていかなければいけないなと思っています。

その中で来年以降は、5か年計画を作るというニュースが入ってきましたが、反対に言うと、5か年でしっかり地域の課題を入れていかないと、その次はいかななものかなと。これだけコロナの関係で大変な支援給付を行っているという財源の問題もあるので、そこを含めると、5か年できちっと言うべきことを言う、その思いをどのようにしていくかが大事だと思うので、そこを一体になってやるために、特に県と市町村でもう一度重要課題は何であるか、これからここをよくすり合わせていながら、県だけが先行するのじゃなく、各地区のネットワークの要望や都市、まちづくりも入れた中で要請していくような、このラスト5年という思いで取り組んでいただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

湯地土木建築部長 言葉足らずで申し訳ありません。議員言われるとおりで、強靱化は決して災害対策とかではなく、ネットワークの強化等も柱の一つとして取り組んでいるので、そういう面もあわせ、特にミッシングリンクの解消とか、これは本当に全国的な話ですし、先行している所だけではなく、そういう部分もしっかり進めていただきたいという声をあげていきたいと思えます。

それから、市町村との連携ですが、強靱化については県も国も地域の強靱化計画を策定し、それに基づき進めています。これは県だけでできるものではないので、全国知事会としても全国の市町村長に対し、強靱化計画を早期に策定してくださいとお願いの声をあげています。県内の18市町村については既に4市で策定済み、若しくは策定中のものを入れると18市町村全てで今年度中に策定をしていただくことで、県としてもしっかり情報提供しながら一緒になっ

て取り組んでいく形です。

それから、5か年計画は、まだ明確な発表はされていませんが、一方で、国の社会資本整備総合計画もまた5年ごとに見直されるということで、ちょうど本年度末が今の計画の期限であり、次の5か年の計画を今策定中ということもあるので、そういうものを見据えた長期的、5年のスパンなのではないかと思っています。強靱化というのは分野も多く、5年で出来上がるものだけではないので、その先を見据え、5年間で何ができるのかというステップで着実に進めていくべきものと思っており、県としても市町村と手を携えながら、しっかり県土の強靱化を進めていきたいと思っています。

志村委員外議員 よろしくをお願いします。

阿部副委員長 ほかにないようですので、これをもって、土木建築部関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

〔委員外議員、土木建築部退室〕

阿部副委員長 委員長が欠席されていますが、委員会の詳細については副委員長にお任せいただいていますので内部協議を始めます。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにします。

次に、前回の委員会で協議いただいた県外所管事務調査の取扱いについてです。これまでの状況から判断し、今年度は中止としてはどうかと考えますが、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 それでは、そのようにします。

次に、参考人招致についてです。前回の委員会で協議では、常任委員会の活性化に向けた活動として、参考人招致や現地調査を行うとしました。

まず、私から一つ提案したいと思います。さきの7月豪雨では、多くの道路、河川等が被災しているため、1泊2日程度で、現地調査を実施してはどうかと考えています。候補地について事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

阿部副委員長 今の説明のとおりですが、調査地の追加の希望や、日程についてなど、何か御意見はありませんか。

〔協議〕

阿部副委員長 では基本的にはこのような形にしたいと思います。日程や行程の詳細については、委員長、副委員長にお任せいただければ、事務局から調整してもらいますがどうですか。

〔「はい」と言う者あり〕

阿部副委員長 今回は災害の現地調査を優先としますが、参考人招致については、引き続き検討し、関心のあるテーマ等があれば、また事務局にお知らせください。良い候補者があった場合は招致してはどうかと思っていますが、その場合、詳細については委員長、副委員長にお任せいただけますか。

〔「はい」と言う者あり〕

阿部副委員長 それでは、そのようにします。この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部副委員長 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。